

障害福祉計画の目標値を超えた場合の指定の取扱い等

論 点

- ◎ サービス提供事業者の指定申請に対する都道府県知事の指定の運用をどのように行うか。
- ◎ 指定の運用に当たって、既存事業者の旧体系から新体系への移行予定をどのように考慮するか。

(1) 計画の目標値を超えた場合の指定の運用

都道府県知事は、事業者から指定障害福祉サービス事業(又は障害者支援施設)の指定申請があった場合、都道府県障害福祉計画において定めるサービス見込み量(又は必要入所定員総数)に達しているか、又はこれを越える見込みであるとき、その他障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、障害福祉サービス基盤の整備を計画的に実施するため、当該指定をしないことができる。(障害者自立支援法第36条及び第38条)

障害者自立支援法(抄)

第36条

4 都道府県知事は、特定障害福祉サービス(「就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス」)につき第1項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域(第89条第2項第1号の規定により都道府県が定める区域とする。)における当該申請に係る指定障害福祉サービスの量が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。

第38条

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、第89条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該指定障害者支援施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。

① 障害者支援施設の必要入所定員総数の設定（別紙1参照）

- 都道府県は、指定の運用に当たっては、障害者自立支援法第38条第2項にいう指定障害者支援施設の各年度における必要入所定員総数を把握する必要がある。
- 必要入所定員総数の見込み方については、基本指針のガイドラインにおける施設入所支援の利用者数の見込みを基礎として、平成23年度の数値目標や県外利用者数を考慮して見込むこととする。

（県外利用者の具体的な取扱いについては、P. 5を参照。）

- 必要入所定員総数を見込む際には、平成23年度までの経過期間中の旧体系施設における入所定員総数と、新体系施設の入所定員総数を合計して見込むこととする。

② 指定しない取扱いの対象となるサービス

- 都道府県障害福祉計画は、地域の実情を踏まえ、必要十分なサービス量を見込み、計画的に達成していくことが必要
- その際には、施設入所・入院から地域生活への移行、障害者の就労支援を計画的に推進する観点から、

ア 「障害者支援施設」*（障害者自立支援法第38条第2項に規定）

イ 利用期限に定めがない「生活介護」及び「就労継続支援（非雇用型）」（障害者自立支援法第36条第2項に基づく省令で規定する予定）

について、指定しないことができることとする。

※「障害者支援施設」とは、障害者に対して、「施設入所支援」を行うとともに、それ以外の施設障害福祉サービスを行う施設。（障害者自立支援法第5条第12項）

③ 区域の考え方

都道府県障害福祉計画では、障害者支援施設の必要入所定員総数と、都道府県が定める区域ごとに障害福祉サービスの種類別の必要量の見込みを定めることとされていることから、

- 「障害者支援施設」は、都道府県単位
- 「生活介護」「就労継続支援（非雇用型）」は、見込量を算定する際に各サービスごとに設定する区域（各都道府県の判断で、都道府県単位とすることも可能。）

で判断することを基本とする。

④ 指定しないことができる場合

指定の具体的な運用については、国の基本指針に定める平成23年度における数値目標の達成に向けて、下記のとおり行うものとする。

〔障害者支援施設〕

当該指定を行った場合、各年度における都道府県障害福祉計画における平成23年度の数値目標等を勘案して定める必要入所定員総数に達しているか、それを超えることになると認められる場合に、指定しないことができることとする。

〔生活介護、就労継続支援(非雇用型)〕 (別紙2参照)

以下の2つの要件に従って運用することとする。

ア 当該指定を行った場合に、都道府県障害福祉計画で目標値として定める平成23年度における「生活介護」「就労継続支援(非雇用型)」それぞれの見込量を超える場合は、指定しないことができることとする。

イ 平成23年度までの間、「生活介護」「就労継続支援(非雇用型)」が平成23年度の見込量の範囲内であっても、日中活動全体(生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(雇用型)(非雇用型))の利用者数の合計について、各都道府県が障害福祉計画で毎年度、新規増として見込む分を著しく超過して増加する場合(例えば1.5倍)、「生活介護」、「就労継続支援(非雇用型)」に係る新規指定はしないことができることとする。

(2)新体系への移行が完了するまでの指定の運用

① 基本的な考え方

- これまで支援費により施設を運営してきた事業者(以下「旧体系施設事業者」という。)については、平成23年度までの間に新体系サービスへ移行することが想定されており、事業者が新体系サービスに円滑に移行できるよう配慮することが必要となる。
- このため、障害福祉計画におけるサービス量の見込みの算定に当たっては、旧体系施設事業者の移行予定を考慮して計画を策定するとともに、指定の運用に際しても移行予定を考慮して行うこととする。

② 移行予定分についての指定の取扱い

- 都道府県は、旧体系施設事業者に対し、平成18年9月末までに、新体系サービスへの「移行計画書」の提出を求め、当該計画書の集計結果を勘案し、障害福祉計画の数値を見込む。計画の目標値を超える場合の指定の運用に当たっては、旧体系施設事業者の移行分と、新規参入事業者の申請分を分けて行う。(別紙3参照)
 - ア. 旧体系施設事業者の移行分については、平成18年9月末までに提出された移行計画書の集計結果を勘案して障害福祉計画の数値を見込むとともに、実際の移行時において、計画の数値の枠内にある場合には、指定を行うこととする。
 - イ. 新規参入事業者の申請分については、旧体系施設事業者からの移行分とは別途に障害福祉計画の数値を見込むこととし、申請時に、計画の数値の枠内にある場合には、指定を行うこととする。

【留意点】

- ・ 移行計画書の内容については、できる限り尊重するが、計画の達成に支障が生ずる恐れがある場合には、都道府県は調整を行う。
- ・ 移行計画書の提出だけでは指定を受けたことにならず、実際に移行する時点で、あらためて指定の申請を行い、都道府県は申請を受けて指定基準等に該当しているか等の審査を行う。
- ・ 移行計画書は、現時点における利用者数の移行を勘案するためのものであり、新規利用者数に関するものは含まない。
- ・ 移行計画書の提出後に、利用者の意向等によって、移行計画の内容の変更を要する場合には、計画の数値を超える場合であっても、現在の利用者の利用を保障するという観点から、各都道府県の判断により、指定することは差し支えないものとする。

(3) 県外利用者等の施設定員数における取扱い

① 基本的な考え方

- 都道府県域を越えて入所するいわゆる「県外利用者」については、居住地特例により利用者の費用負担は入所前の都道府県が行っているが、定員管理上は、施設所在地都道府県の「定員数」に算定されることになることから、
 - ・他地域に入所者が多く流出する都道府県では、「利用者数」よりも「定員数」は少なく、
 - ・他地域より入所者が多く流入する都道府県では、「利用者数」よりも「定員数」は多く、見込まれることとなる。
- このため、障害福祉計画の策定に際しては、県外利用者数を考慮して、「利用者数」と「定員数」の両方を把握することが必要である。
- ただし、すべての県外利用者について把握を行うことは実務的に困難であることから、把握するのは「施設全体について他県の利用者が利用するために設置(委託)されている施設に限る」こととする。

② 都道府県域を超えた入所をめぐる指定の扱い

- 上記の取扱を踏まえた指定の運用は以下のように行うこととする。
 - ア 定員管理に当たっては、自県内に存在する施設について、自県の利用者分と、他県からの利用者分を分けて管理する。
 - イ その上で、
 - ・ 他県に入所者が多く流出する県では、自県施設の指定を判断する際には、他県施設を利用する自県の利用者数も含めて判断する
 - ・ 他県より入所者が多く流入する県では、
 - A 他県利用者に係る施設の指定については、当該県に定員上限に収まっているか確認の上で判断する
 - B 自県利用者に係る施設の指定については、他県利用者に係る施設の定員は除外の上で、自県の定員上限に収まっているか判断する

具体的なイメージについては、別紙4参照